

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【公開番号】特開2011-107615(P2011-107615A)

【公開日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2011-022

【出願番号】特願2009-265228(P2009-265228)

【国際特許分類】

G 03 G 5/00 (2006.01)

G 03 G 5/14 (2006.01)

【F I】

G 03 G 5/00 101

G 03 G 5/14

G 03 G 5/14 102B

G 03 G 5/14 102

G 03 G 5/14 101D

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体上に中間層および感光層をこの順に形成して電子写真感光体を製造する方法において、

下記条件を満たすシリカ被覆酸化チタン粒子、樹脂、および溶剤を用いて中間層用塗布液を調製する工程、および

該中間層用塗布液の塗膜を形成し、該塗膜を乾燥させて該中間層を形成する工程を有することを特徴とする電子写真感光体の製造方法：

(条件)シリカ被覆酸化チタン粒子の含有量が2.5質量%である分散液の電気伝導度が、50μS/cm以上200μS/cm以下である。

【請求項2】

前記シリカ被覆酸化チタン粒子が超音波により洗浄処理されたシリカ被覆酸化チタン粒子である請求項1に記載の電子写真感光体の製造方法。

【請求項3】

前記シリカ被覆酸化チタン粒子が、アルミナでは被覆されていないシリカ被覆酸化チタン粒子である請求項1または2に記載の電子写真感光体の製造方法。

【請求項4】

前記シリカ被覆酸化チタン粒子が、アナターゼ型酸化チタンの粒子をシリカで被覆してなる粒子である請求項1～3のいずれか1項に記載の電子写真感光体の製造方法。

【請求項5】

前記電気伝導度が、50μS/cm以上100μS/cm以下である請求項1～4のいずれか1項に記載の電子写真感光体の製造方法。

【請求項6】

前記樹脂が、アルコール可溶性のポリアミドである請求項1～5のいずれか1項に記載の電子写真感光体の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

すなわち、本発明は、支持体上に中間層および感光層をこの順に形成して電子写真感光体を製造する方法において、

下記条件を満たすシリカ被覆酸化チタン粒子、樹脂、および溶剤を用いて中間層用塗布液を調製する工程、

該中間層用塗布液の塗膜を形成し、該塗膜を乾燥させて該中間層を形成する工程を有することを特徴とする電子写真感光体の製造方法である：

(条件)シリカ被覆酸化チタン粒子の含有量が2.5質量%である分散液における電気伝導度が、50μS/cm以上200μS/cm以下である。